

姫路市地図データの利用に関する手続きについて

姫路市が作製・管理している地形図(公共測量)を複製して、新しい地図を作成する場合、測量法第43条・44条により、姫路市長の承認が必要になる場合があります。下記フロー図を参考に、お手続きの要・不要を判断の上、お手続きください。

※使用したい内容をフローと照合し、「申請不要」となった段階で申請は必要ありません

START

① 地図としての利用が想定されていないものを作成する場合

★事例

- ・ハンカチ、Tシャツ、紙袋、書籍の表紙、CDジャケット、地形図を背景とした表彰状や名刺などデザインとしての製品への印刷
- ・イラストや絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているものや、作図ソフトで作った簡易的なもの

Yes

申請不要

※1 出典明示で利用いただけます

No

② 地図を不特定多数の者に提供しない場合

★事例

- ・私的に利用する場合
- ・社内、サークル、同好会、学校その他教育機関など組織内での利用
- ・特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用する場合
- ・論文、試験問題に利用する場合
- ・一時的な資料として利用（利用後保管せず廃棄する場合等）

Yes

申請不要

※1 出典明示で利用いただけます

No

③-1 作成する成果品が測量成果としての正確さを要するかどうか

★測量成果としての正確さを要しない事例①

- ・博物館等における展示物として利用、看板として利用
- ・テレビ番組、ニュース番組、アニメ、ドラマ、動画配信等で利用
- ・書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入（地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く）（「※注1」参照）
- ・地図が見開きページに収まる書籍、冊子（ガイドブック、新聞、広報誌等）

Yes

申請不要

※1 出典明示で利用いただけます

Yes

③-2 作成する成果品が測量成果としての正確さを要するかどうか

★測量成果としての正確さを要しない事例②

- ・作成する地図は「位置座標」を持たない（「※注2」参照）

No

申請不要

※1 出典明示で利用いただけます

Yes

③-3 以下の①～③のいずれかに該当するかどうか

- ①国土の管理に関わる地図情報を作成している（「※注3」参照）
- ②姫路市基本地形図に元々記載されているものを実質的に異なる表記に変更している（「※注4」参照）
- ③販売している刊行物（紙地図を含む）と比較して、一見して違いが明確に判別できないものを作成している

Yes

④ 利用の形態は、以下の複製または使用のどちらに該当するか

複製（測量法第43条）

- ・測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを単に背景として用いているもの
- ・測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加しただけのもの
- ・測量成果の情報を読み取って作り変えることはしていない

複製承認申請

(測量法第43条)

使用（測量法第44条）

- ・基の測量成果の情報を読み取って、基の測量成果に手をを入れて別種の地図を作成しているもの
- ・測量によって得たデータ等を付加し、独自性のある主題図（地質図等）を作成
- ・数値地図（国土基本情報）等（ベクトルデータ）を使用して紙地図（ラスター画像）を作成

使用承認申請

(測量法第44条)

*1 出典明示について

姫路市基本地形図を利用する際は、申請不要の場合であっても、出典を記載してください。

また、姫路市基本地形図を編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。

【記載例】

「出典:姫路市基本地形図(1/2,500)」「姫路市基本地形図(1/2,500)を加工して作成」

「※注1」書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入について

書籍・冊子（綴じた書物）・パンフレット（複数ページを綴じたもの）等の場合、地図が見開きページに収まる場合は、地図の挿入と見なします。

- ▶ リーフレット（一枚あるいは折りたたみ式の印刷物）・折りたたみパンフレット・チラシ（一枚刷りの印刷物）の場合
リーフレットの片面の半分以上が地図の場合は、折込み地図と同等とみなします。（製品タイトルでいえば「〇×マップ」「〇×地図」「〇×管内図」「〇×位置図」「〇×平面図」「〇×図面集」などの多くが該当します。）
- ▶ ウェブサイトの場合
「折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト」とは、ページ内のリンク等をクリックした後に別窓が開き単体の地図が表示されるもの等をいいます。

「※注2」位置座標のある地図について

- ▶ 「位置座標」とは、デジタルデータの場合は座標のことをいいます。紙地図や出力図の場合は、地図に付けられる経緯度をいいます。
- ▶ 経緯度だけでなく平面直角座標が記載されたもの、地図を表示するためのURLの情報（経緯度とズームレベル）が含まれた2次元バーコードを配した地図、ファイル名にタイル座標が付いた地図タイル画像なども「位置座標のある地図」と扱います。
- ▶ ベクトル地図データから座標を削り、ある地域の注記のみ取り出して作成したテキストファイルは、「位置座標のない地図」です。

「※注3」「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」について

- ▶ 管内図、ハザードマップ、その他防災関係マップ、各種公共事業計画、施設管理図等が該当します。下記作成時には、申請が必要です。

種類	「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」に該当する例
管内図	〇〇事務所管内図、〇〇事務所事業概要、〇〇市上下水道事業概要、〇〇県森林位置図、地図帳等
ハザードマップ	ため池ハザードマップ、ため池浸水被害想定区域図、洪水ハザードマップ、洪水浸水想定区域図、土砂災害防止に関する基盤図及び基礎調査の公示図書等
その他の防災関係マップ	〇〇市防災ガイドマップ、大規模盛土造成地マップ、〇〇県水防図、〇〇火山砂防事業概要版、〇〇森林管理局なだれ危険箇所情報、〇〇山火山防災対策等
各種公共事業計画、施設管理図、その他国土の管理に関わる地図情報	〇〇港港湾計画図、バス路線図、〇〇市下水道計画図、〇〇公園計画図、工業用水道事業平面図、路線平面図、〇〇土地改良事業、一般計画平面図、公示地・基準地案内図、地価マップ、石油開発現況図、△△風力発電事業環境影響評価書

(道路、河川、ダム、港湾、鉄道・バス、空港、都市開発、土地区画整理、上・下水道、農道・農地・圃場整備、不動産、環境保全、気象、資源・エネルギー（原油、天然ガス、電気（原子力・火力発電等））、教育等)

- ▶ 経緯度だけでなく平面直角座標が記載されたもの、地図を表示するためのURLの情報（経緯度とズームレベル）が含まれた2次元バーコードを配した地図、ファイル名にタイル座標が付いた地図タイル画像なども「位置座標のある地図」と扱います。
- ▶ ベクトル地図データから座標を削り、ある地域の注記のみ取り出して作成したテキストファイルは、「位置座標のない地図」です。
- ▶ 手続き不要な例

種類	「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」に該当しない例
文化、保健医療、福祉、観光、防犯、交通安全、イベント関係等	文化財マップ、神社位置図、町おこしパンフレット、観光マップ、防犯マップ、〇〇市学校安全マップ、ウォーキングマップ、会場案内図等

「※注4」「姫路市基本地形図に元々記載されているものを実質的に異なる表記に変更している」について

実質的に異なる表記に変更している場合の例
<ul style="list-style-type: none">・注記（地名）の修正・行政界の修正・標高データを使って陰影を作成・描画（高さのデータを（利用して解析し）、"陰影"の色表記に変えている）・標高データを使って氾濫解析（シミュレーション）
実質的に異なる表記に変更していない場合の例
<ul style="list-style-type: none">・電子地形図の色調をグレーに変更、独自情報の追加（注記（地名）・行政界を除く）・姫路市基本地形図の画像タイルを複製、注記のみを削除した場合